

相 談 事 例

ID： 02-03-019

相談タイトル

築20数年経過する自宅のアスベスト使用に対する処理について

Q：ご相談内容

20数年前に建てた自宅（住宅）。先日風呂場のリフォームをしたところ、壁の部分にアスベスト（クリソタイル）が使用されていた事がわかった。住宅建設時には、既にアスベストの使用は禁止されていたのか。処分費に10万円程度かかるが、建てた業者からは負担しないと言われた。当初の建設業者に、アスベストの処分費用を負担させる事は出来ないのか。

A：回答

自宅浴室の壁にアスベストが使われていたと言う事ですが、どの様な形で使用されていたのかがわかりませんが、石綿含有建材（1重量%超え）として製造・輸入・使用等が規制されたのは、平成16年10月に原則禁止（労働安全衛生法施行令）とされています。耐火被覆など吹き付け材としての規制は、それ以前から一部使用の制限や吹きつけ作業の禁止の指導等の動きはあったようです。なお、石綿含有の吹き付け仕上げ材（バーミキュライト、パーライト等）については、使用禁止時期は明確でないものもあります。相談者宅建設当時に使用していたということは、厳しく規制されていなかったことも考えられます。ボード類のような成形された壁材に石綿が含まれていたものについては、規制が遅かった可能性もありますので、明確に建てた業者に処分費を請求することは、難しいのではないかと考えます。より明確にされたいのであれば、実際の壁材を採取し、その壁材の製造メーカーを確定し、いつ頃から規制されていたかなどを確認されてはと思います。